



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 27 日（月曜日） 第 658 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○地方税の収納の事務の委託……………（税務課） 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の取消し……………（福祉保健課） 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………（障がい福祉課） 1	
○保安林の指定予定（2 件）……………（自然環境課） 2	
○保安林の指定（4 件）……………（ ” ） 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………（ ” ） 3	
○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加	

者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（管理課） 3	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ ” ） 4	
○土砂災害警戒区域の指定……………（ ” ） 4	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ ” ） 4	

公 告

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（農村整備課） 4	
-----------------------------------	--

病院局公告

○落札者等の公告…………… 5	
-----------------	--

教育委員会規則

○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則…………… 5	
--------------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 711 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

令和 7 年 10 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 地方税の収納の事務の委託を受けた者
 - 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎市本郷北方字鶴戸尾 2735-25
 - 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾 2729-31
- 委託に係る地方税の税目
 - 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎県税条例（昭和 29 年宮崎県条例第 19 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する自動車税
 - 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 3 号に規定する軽自動車税のうち環境性能割
- 委託した収納取扱期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 712 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 2 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和 7 年 10 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		取 消 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社穂香	都城市菖蒲原町 3 街区 5 号	民家デイサービスななかまど	都城市山田町中霧島 35 53 番地 10	令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県告示第 713 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 10 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510400486	自立生活援助あしすと	日南市大字星倉字加江田給 154 番地 3	有限会社ゆめや	日南市大字星倉字加江田給 154 番地 3	令和 7 年 11 月 1 日	自立生活援助

宮崎県告示第 714号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字下へゴノ谷9313、字河原田9370
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 715号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字鋤定4403－1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 716号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町費波字大谷2051－104、2051－114、2051－122
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 717号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字二本松丙2228、丙2315－3、丙2323－1、丙2323－3、丙2324－1、丙2324－5から丙2324－7まで、丙2345－1、丙2345－2、丙2346、丙2347、丙2348－1、丙2348－2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 718号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町湯上字平原6716－2、6719－1、6719－丙、6720－3、6720－4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 719号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字古枝尾1234－1、1234－2、1240
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字古枝尾1240（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興

局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 720号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和 7 年農林水産省告示第 1438号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

- (1) 小林市役所
永江嘉内
- (2) えびの市役所
永田利治、小屋敷時正

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年農林水産省告示第1438号によること。

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 7 年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 721号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 7 条関係）					別表第 1（第 7 条関係）				
等級区分 建設 工事の種 類及び金額	特 A 級	A 級	B 級	C 級	等級区分 建設 工事の種 類及び金額	特 A 級	A 級	B 級	C 級
土木一式工事	[略]	<u>3,000万</u> 円以上 8 ,000万円 未満	1,500万 円以上 <u>3</u> ,000万円 未満	[略]	土木一式工事	[略]	<u>3,500万</u> 円以上 8 ,000万円 未満	1,500万 円以上 <u>3</u> ,500万円 未満	[略]
建築一式工事		<u>4,000万</u> 円以上 1 億 1,000 万円未満	1,500万 円以上 <u>4</u> ,000万円 未満		建築一式工事		<u>4,500万</u> 円以上 1 億 1,000 万円未満	1,500万 円以上 <u>4</u> ,500万円 未満	
舗装工事		[略]	<u>400万円</u> 以上 1,4 00万円未 満	<u>400万円</u> 未満	舗装工事		[略]	<u>500万円</u> 以上 1,4 00万円未 満	<u>500万円</u> 未満
[略]					[略]				

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成22年宮崎

宮崎県告示第 722号

県告示第 106号、平成28年宮崎県告示第 107号、平成28年宮崎県告示第 340号、令和元年宮崎県告示第 184号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	開地田－1	I－1－3083	急傾斜地の崩壊
	北伊倉4	I－1－3086	急傾斜地の崩壊
	平小牧－3 －新①	II－1－4344－新①	急傾斜地の崩壊
	藤元－新③	III－1－9175－新③	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 723号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成22年宮崎県告示第 109号、平成28年宮崎県告示第 108号、平成28年宮崎県告示第 341号、令和元年宮崎県告示第 186号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	開地田－1	I－1－3083	急傾斜地の崩壊
	北伊倉4	I－1－3086	急傾斜地の崩壊
	平小牧－3 －新①	II－1－4344－新①	急傾斜地の崩壊
	藤元－新③	III－1－9175－新③	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 724号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	開地田－1	I－1－3083	急傾斜地の崩壊
	北伊倉4	I－1－3086	急傾斜地の崩壊
	平小牧－3 －新①	II－1－4344－新①	急傾斜地の崩壊
	藤元－新③	III－1－9175－新③	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 725号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	開地田－1	I－1－3083	急傾斜地の崩壊
	北伊倉4	I－1－3086	急傾斜地の崩壊
	平小牧－3 －新①	II－1－4344－新①	急傾斜地の崩壊
	藤元－新③	III－1－9175－新③	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、大和地区大和池下換地区県営土地改良事業（新富町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和 7 年 10 月 27 日から令和 7 年 11 月 26 日まで

3 縦覧場所

新富町役場農地管理課内

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 27 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 落札に係る調達件名及び数量

抗がん薬混合調製ロボット及び持参薬鑑別支援システム一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

宮崎市橋通東1丁目9番18号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 9 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム宮崎営業部

宮崎市江平中町5番地1

5 落札金額

213,400,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 7 年 7 月 31 日

教育委員会規則

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 27 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第8号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目)

第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		第1欄	第2欄	第3欄	最低修得単位数	
免許状の種類	[略]					
特別支援学校教諭	専修免許状	3以上	1以上	2以上	1以上	15
	一種免許状	[略]				
	[略]					

[略]

改正後

(特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目)

第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		第1欄	第2欄	第3欄	最低修得単位数
免許状の種類	[略]				
特別支援学校教諭	一種免許状	[略]			

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--